

きたひろしま多文化共生施策懇話会設置要綱を次のように定める。

令和6年4月26日

北広島市長 上野正三

## きたひろしま多文化共生施策懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における多文化共生社会の構築に関する施策について協議を行うため、きたひろしま多文化共生施策懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会は、委員7人以内で組織する。

2 懇話会は、第1号から第3号までに掲げる団体等から選出された者及び第4号及び第5号に掲げる者をもって組織する。

(1) 北広島市

(2) 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター

(3) 外国人労働者を雇用する市内の事業所

(4) 学識経験者

(5) 公募に応募した者から選考した者(市内に住所を有する者に限る。)

### (座長等)

第3条 懇話会に、座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選任する。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、懇話会の会議の議長となる。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 懇話会の会議は、公開するものとする。ただし、公開することが適当でないとき懇話会が認めるときは、この限りでない。

### (庶務)

第5条 懇話会の庶務は、経済部商工業振興課において行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。